

2016年（平成28年）1月14日

自由民主党 消費者問題調査会
会長 船田 元 先生

特定非営利活動法人・適格消費者団体
消費者機構日本
会長 青山 侑
理事長 和田 寿昭

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転検討について

拝啓 貴職におかれましては、国民生活向上の為日々ご活躍のことと存じ上げます。

2015年秋以降、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転について、検討がすすめられています。

行政機能の首都圏の一極集中の解消と地方の活性化のため行政機関を分散・移転を進める政策には賛同するものですが、一方で消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの業務の特性を考えると、徳島移転により機能を維持・発展できなくなるのではないかと、私たちは強い危機感を持っています。

この点、政府のまち・ひと・しごと創生本部でも、政策企画立案機能が維持・発展できるかどうか、政策執行における効率性の維持・向上が期待できるかが重要な視点として確認されています。当機構では、特に以下の点について、消費者行政の機能維持・発展にとって大変重要な問題点であり、情報通信技術の対応ではそれが解決できないのではないかと強く懸念しておりますので、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転についてきわめて慎重な検討を求めるものです。

敬具

記

1. 消費者庁の移転に関して

(1) 特定商取引法・景品表示法・消費者安全法等の法執行の面

事業者に対する調査について密行性を確保の上、迅速に実施される必要がありますし、事業者を呼び出しての事情聴取も重要です。この点を考慮すると多くの事業者が存し、全国各地との交通手段も便利な地域に消費者庁が存することのメリットは大きく、徳島に移転すれば、法執行の機能維持はできないのではないかと考えます

(2) 法案審査及び国会審議への対応

国会議員各位へのご説明及び法案内容の調整等、他省庁とも連携しての綿密かつ迅速な対応が求められるところ、情報通信技術での対応には限界があると考えられます。消費者庁が遠隔地に移転することで、法案審査及び国会審議への対応の水準が後退するのではないかと考えます。

(3) 消費者問題に係る緊急時対応

消費者問題に係る緊急時対応においては、内閣官房長官の指揮のもと、消費者庁が事務局となって関係省庁で構成される緊急対策のための会議体が持たれてきました。関係省庁との情報共有、会議開催の資料準備、当日対応など、要となる事務局である消費者庁が遠隔地にあつては、緊急時に相応しい会議開催事務局としての機能が果たせるのか懸念されるところです。

- (4) 消費者庁は消費者行政において中心を担う機関であり、他省庁との連携が求められる業務が圧倒的に多いこと

そもそも、消費者庁は消費者の権利擁護の観点から、他省庁の施策に対して意見を述べ積極的施策を要請する機能を期待されています。また他省庁の所管に必ずしも含まれない隙間事案に対して迅速に対処しなければなりません。そうすると、他省庁との間で適宜、緊密な情報交換と協議が必要です。他省庁が東京に残ったまま、消費者庁のみが遠隔地に移転した場合には、他省庁にとって情報通信技術での対応は消費者庁に対する特別の対応となることから、おのずと緊密な情報交換と協議機会の確保に限界が生じ、対応速度の低下をはじめとした機能低下が懸念されることです。

- (5) 人員構成の特徴と人員確保の面

消費者庁には、多くの法律専門家が任期付公務員として勤務しています。そして、情報提供受付対応など非常勤の消費生活相談員もいます。これらの、専門家の協力は消費者行政の推進に不可欠であるところ、徳島において同等の人材の十分な確保については見通しが見えないと考えられます。

この他、消費者庁には企業からの出向者も多数勤務しています。これらの企業が、消費者庁が徳島に移転した後も、同様の人員の出向を継続するとすれば、単身赴任等で企業の負担するコストも増大すると思われ、同様の人員確保が困難となることが懸念されることです。

2. 国民生活センターの移転に関して

- (1) 消費者への注意喚起のための広報機能が弱まる。

国民生活センターによる消費者への注意喚起といった広報機能は、マスコミキー局に対する記者会見により、具体的な実験の様子を示すなどしてリアルな報道に結び付いています。徳島でキー局を集めた記者会見を開くことは困難ではないかと懸念されます。

- (2) ADR（紛争解決委員会）や消費生活相談のあっせんにおいて相手方事業者の出頭確保が困難に

ADR や消費生活相談のあっせんの機能については、相手方事業者に任意の出頭を求めることもありますが、首都圏の事業者が多いことや、地方の事業者でも東京への移動は容易でも、徳島への移動には相応の費用・時間が要するケースも想定される場所であり、これらの対応が困難になることは必定です。ADR やあっせんの解決事例が少なくなると、全国の消費生活センターのモデル事例の提供の機能も弱くなります。

(3) 専門家の協力確保が困難となる。

相談業務の支援、ADR 委員会への協力など、専門家（法律専門家、建築士など）が多数バックアップすることで、国民生活センターの業務は成り立っています。徳島県でそのような層の厚い専門家が確保できると思われません。

(4) 人員構成の特徴と人員確保の面

国民生活センターの中核的業務として、地方公共団体による消費生活相談に対する支援があります。この業務を中心に国民生活センターには、100名超の消費生活の専門家（一定の資格を有し、地方公共団体の消費生活相談業務を経験した者）が携わっています。これらの方々は非常勤職員であり、プロパー職員と異なって遠隔地に転勤できるものではなく、徳島移転となった場合多くが退職を余儀なくされます。

一方、徳島県において100名超の消費生活の専門家を安定的に確保できると思われず、消費生活相談支援の機能が大きく後退してしまいます。

(5) 消費者行政の柱である消費生活相談業務は、地方公共団体がその多くを担っているところ、そのバックアップである国民生活センターの機能低下が生ずれば、全国の地方公共団体の消費生活相談機能が低下することにつながり、地方創生の理念とも矛盾することにならないか懸念されることです。

3. 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの十分な連携が必要

(1) ここ数年、消費者庁と国民生活センターを一体化しようとの議論がありましたが、法解釈権限のある消費者庁と紛争の自主的解決を支援する国民生活センターという役割の違いをふまえ、両者の機能の重複が見直され、分担・連携が整理・強化されました。

消費者庁と国民生活センターは、消費者被害情報の収集と違反事業者に対する執行、政策検討の際の立法事実となる事例の収集・整理など、緊密な連携を行っており、一方だけが地方移転した場合に、現在よりもパフォーマンスが低下することが懸念されます。

(2) 消費者庁職員は、他省庁からの出向者や任期付きの方が多く、継続して消費者問題と向き合っている国民生活センター職員のバックアップが必須であると考えます。

(3) 消費者委員会は、多くの専門調査会を有し、積極的な政策提言をすすめています。その事務局機能の多くを消費者庁の支援に依っており、国民生活センターも消費生活相談情報の分析などで消費者委員会の業務をバックアップしています。消費者庁、消費者委員会、国民生活センターのうち一者だけが地方移転した場合には、緊密な連携が困難となることも懸念される点です。

(4) 消費者委員会事務局についても、法律専門家が任期付公務員として勤務しています。また企業からの出向者も一定数勤務しています。消費者庁の場合と同様の理由により人員確保が困難となることが懸念されることです。

以上